

<<<新旧対照表>>>

○多治見市税減免取扱規則（昭和42年3月27日規則第9号）の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>○多治見市税減免取扱規則 昭和42年3月27日規則第9号</p> <p>第1条～第3条 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する固定資産について当該固定資産の所有者に対して課する固定資産税は、当該納税義務者が条例第81条第2項の規定による申請をした場合には、その者の納付すべき当該年度分の税額のうち、申請の日以降の納期に係る納付額を、次の区分により減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産 当該納付額の全部（当該固定資産が共有の場合にあっては、当該生活保護法の規定による保護を受ける者の持分相当額とする。）</p> <p>(2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）<u>であって、次のアからウまでのいずれかに該当する固定資産</u> 当該納付額の全部</p> <p><u>ア 町内会又は自治会その他これらに類する団体が管理し、地域住民の用に供する公園、広場</u></p> <p><u>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用に供する運動場、広場（通学バスの駐車場や送迎用の待車場として利用する土地を含む。）。</u></p> <p><u>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上であるものに限る。）</u>、同法第7条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する運動場、広場（通園バスの駐車場や送迎用の待車場として利用する土地を含む。）。</p> <p>3) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は年齢65歳以上の者（以下「障害者等」という。）で構成する世帯で、当該世帯全員の前年の所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）がそれぞれ所得税法第86条に規定する基礎控除の額に相当する金額以下であり、かつ、当該障害者等が同法又は法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合においては、当該障害者等が所有し、専ら自己の居住の用に供する家屋 当該納付額の全部（当該家屋が共有の場合にあっては、当該障害者等の持分相当額とする。）</p>	<p>○多治見市税減免取扱規則 昭和42年3月27日規則第9号</p> <p>第1条～第3条 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する固定資産について当該固定資産の所有者に対して課する固定資産税は、当該納税義務者が条例第81条第2項の規定による申請をした場合には、その者の納付すべき当該年度分の税額のうち、申請の日以降の納期に係る納付額を、次の区分により減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産 当該納付額の全部（当該固定資産が共有の場合にあっては、当該生活保護法の規定による保護を受ける者の持分相当額とする。）</p> <p>(2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） _____ _____</p> <p>当該納付額の全部</p> <p>(3) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は年齢65歳以上の者（以下「障害者等」という。）で構成する世帯で、当該世帯全員の前年の所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）がそれぞれ所得税法第86条に規定する基礎控除の額に相当する金額以下であり、かつ、当該障害者等が同法又は法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合においては、当該障害者等が所有し、専ら自己の居住の用に供する家屋 当該納付額の全部（当該家屋が共有の場合にあっては、当該障害者等の持分相当額とする。）</p>